

「防犯カメラの設置・運用要領（参考例）」

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇地区（△△丁目）に設置する防犯カメラの設置および運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇地区（△△丁目）における犯罪および事故防止のために設置する。

3 設置場所等

（１）設置場所および設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇地区（△△丁目）に＊＊台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示します。】

（２）設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。

【※ 表示板には設置者名を記載します。（別紙表示例参照）】

4 管理責任者等

（１）□□□（防犯カメラを設置または運用する者、以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

（２）管理責任者は、■■■■とする。

（３）管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

（４）操作取扱者は、▽▽▽とする。（または、「操作管理者は、管理責任者が指定した者とする。」）

【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、（３）（４）は不要です。】

（５）設置者等・管理責任者および操作取扱者の責務は、次のとおりとする。

① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。

② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。

③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

④ その他防犯カメラの適正な設置および運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像の管理

（１）保管場所

録画装置の保管場所は、×××とする。記録媒体は施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者および管理責任者が許可したもの以外は立ち入ることができない。

（２）画像の不必要な複写等の禁止

保存した画像の不必要な複写や加工は行わない。

(3) 保存期間

保存期間は、◇◇◇とする。ただし、管理責任者が特に必要であると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

【※ 保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。】

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

6 画像の利用および閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き、第三者に閲覧させたり、提供しない。

なお、第三者に画像を閲覧させ、または提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って行うこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体および財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合または本人に閲覧させたり、提供したりする場合

(2) 画像を閲覧させ、または提供する場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、その日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、録画状況を確認するなどの日常的な点検に加えて、◆か月ごとに保守点検を行う。

8 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置および管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

【表示板の例】

